法人名	**独立行政法人国立美術館（平成13年４月１日設立）＜特定＞** （理事長：辻村　哲夫）
目的	美術館を設置して、美術（映画を含む。）に関する作品その他の資料を収集し、保管して公衆の観覧に供するとともに、これに関連する調査及び研究並びに教育及び普及の事業等を行うことにより、芸術その他の文化の振興を図ることを目的とする。
主要業務	１　美術館を設置すること。２　美術に関する作品その他の資料を収集し、保管して公衆の観覧に供すること。３　２に掲げる業務に関連する調査及び研究を行うこと。４　２に掲げる業務に関連する情報及び資料を収集し、整理し、及び提供すること。５　２に掲げる業務に関連する講演会の開催、出版物の刊行その他の教育及び普及の事業を行うこと。
中期目標期間	５年間
委員会名	文部科学省独立行政法人評価委員会（委員長：渡邉　正太郎）
分科会名	文化分科会（分科会長：船山　信子）
文部科学省独立行政法人評価委員会の評価基準（手法）の概要	項目別評価 中期計画の各項目ごとに、その実施状況について、次のような３段階評価を行う。 Ａ：中期計画を十分に履行し、中期目標に向かって着実に成果を上げている Ｂ：中期計画をほぼ履行し、中期目標に向かっておおむね成果を上げている Ｃ：中期計画を十分には履行しておらず、中期目標達成のためには業務の改善が必要である なお、数値目標に関する評価項目については、定量的な指標を用いて客観的な評定基準を設定して評価を行う。 総合評価 記述式。事業活動全般、業務運営（財務、人事等）など法人の業務全体にわたる横断的な観点から、項目別評価の結果等を踏まえつつ、法人の業務の実績について評価する。
文部科学省独立行政法人評価委員会の17年度業務実績評価結果の概要	項目別評価 ○　評価結果 １　業務運営の効率化 東京国立近代美術館（本館・工芸館及びフィルムセンターの別）、京都国立近代美術館等の各美術館ごとに評価を実施 また、「効率化の達成率」（「毎事業年度１％の業務の効率化」）について、別途の評価指標を設定して評価を実施

文部科学省独立行政法人評価委員会の17年度業務実績評価結果の概要

（評価結果）

区分	東京（本館等）					東京（フィルムセンター）					京都				
年度	平成13	14	15	16	17	13	14	15	16	17	13	14	15	16	17
効率化	B	A	A	A	B	B	A	A	A	B	B	A	A	A	A
達成率	B	B	B	A	B	B	B	B	A	B	B	A	B	A	A

区分	西洋					国際				
年度	平成13	14	15	16	17	13	14	15	16	17
効率化	B	A	A	A	B	B	A	A	A	B
達成率	B	B	A	B	C	B	A	A	A	C

２　国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上

東京国立近代美術館（本館・工芸館及びフィルムセンターの別）、京都国立近代美術館等の各美術館ごとに、「保管」、「修理」、「展覧会」等の中項目について、評価項目を設定して評価を実施（項目数は年度毎に異なる）

（評価項目の評価の結果）

区分	東京（本館等）					東京（フィルムセンター）					京都				
年度	平成13	14	15	16	17	13	14	15	16	17	13	14	15	16	17
Aの項目数	12	10	11	12	11	11	11	9	12	12	10	10	11	10	10
Bの項目数	4	1	0	1	2	3	0	2	1	1	5	1	0	4	3

区分	西洋					国際				
年度	平成13	14	15	16	17	13	14	15	16	17
Aの項目数	11	10	10	11	11	8	8	9	13	11
Bの項目数	4	1	1	2	2	7	4	3	2	2

（注）１　評価項目については、一つの評価項目を評価の単位としているもの、又は、複数の評価項目や評価指標で評価を行い、さらにその結果を集約して一つの評価の単位としているもの等区々となっており、各項目で統一的な数え方ができないため、複数の項目等を集約しているものについては、集約した結果を評価項目数として計上した

２　美術館により評価項目数が異なる理由は、当初から対象外のものや、実績がなく対象外となったものがあることによる

３　予算、収支計画及び資金計画

＜平成13年度：－、14年度：－、15年度：－、16年度：－、17年度：－＞

４　短期借入金の限度額

＜平成13年度：－、14年度：－、15年度：－、16年度：－、17年度：－＞

文部科学省独立行政法人評価委員会の17年度業務実績評価結果の概要

5　剰余金の使途

＜平成13年度：－、14年度：－、15年度：－、16年度：－、17年度：－＞

6　その他業務運営に関する事項

＜平成13年度：－、14年度：－、15年度：－、16年度：－、17年度：－＞

《参考》定量的指標の実績（平成17年度）（例）

指　標	中期計画	年度計画	実　　績
企画展等の開催回数	東京本館：年３～５回程度 東京工芸館：年２～３回程度 東京ﾌｨﾙﾑｾﾝﾀｰ：年５～６番組程度 京都：年６～７回程度 西洋：年３回程度 国際：年５～６回程度	東京本館：７回 工芸館：３回 東京ﾌｨﾙﾑｾﾝﾀｰ：10番組 京都：９回 西洋：４回 国際：８回	東京本館：７回 工芸館：３回 東京ﾌｨﾙﾑｾﾝﾀｰ：11番組 京都：９回 西洋：４回 国際：８回
入館者数	年度計画において各館の展覧会ごとに設定	本館常設展：179,000人 東京工芸館常設展：33,000人 東京ﾌｨﾙﾑｾﾝﾀｰ上映会：91,000人 京都常設展：110,000人 西洋常設展：230,000人 国際常設展：181,000人	本館常設展：288,564人 東京工芸館常設展：66,263人 東京ﾌｨﾙﾑｾﾝﾀｰ上映会：128,365人 京都常設展：120,813人 西洋常設展：295,178人 国際常設展：686,553人

総　合　評　価

①　評価を通じて得られた法人の今後の課題

○「国民に親しまれる美術館を目指した取組」は、様々な数値に成果があらわれ、来館者サービス・教育普及・調査研究・効率化経営の実績が向上したものとして評価できる。平成18年度からは第二期中期目標計画期間がはじまったので、引き続き努力を継続する方法や、危機管理及び目的積立金等の問題点を課題として、法人全体で取り組んでほしい。

○　各館の理念について、館長のリーダーシップをより強く打ち出す必要がある。

○　法人内における研究職についての連携強化及び活発な人事交流を図る必要がある。

○　諸外国の美術館の出版活動並びにサービス活動等を研究することにより、絶えず美術館の現状を把握し、ナショナルセンターである国立美術館のさらなる質の向上を図る必要がある。

②　法人経営に関する意見

○　独立行政法人制度が発足して5年が経過したが、制度自体が様々な法人に一律に適用されるものであり、個別的な問題の改善は困難なため、国立美術館として自らが解決策の検討をはじめる必要がある。国立美術館としてのビジョン・目的の形成が必要であり、経営効率に加えて未来の日本の文化・芸術を育成するためのマネジメントを期待する。

○　国立美術館にとって、電子化（デジタル化等）は、法人全体で前向きに検討していくことが必要である。

○　運営費交付金が毎年減少していく中で、目的積立金制度については、今後も法人が経営インセンティブを失うことがないよう、他法人・主務省とも連携して対応していくことが必要である。

③　特記事項（中期目標期間終了時の見直し作業、総務省からの指摘についての対応等）

○　美術館にとって調査研究は、展示の質の高さの維持に不可欠であるため、長期的視野に立った独立行政法人国立美術館としての継続的な調査研究の蓄積が必要である。

○　より高い質と安いコストでの公共サービスの提供を求め、公共サービスの民間委譲の必要性が指摘される中、国立美術館としてどのように対応するのか、改善すべき点は改善しつつ議論を深める必要がある。

文部科学省独立行政法人評価委員会の中期目標期間の業務実績評価結果の概要

項　目　別　評　価

○　評価結果

1　業務運営の効率化

東京国立近代美術館（本館・工芸館及びフィルムセンターの別）、京都国立近代美術館等の各美術館ごとに評価を実施

（評価結果）

区分	評価結果
東京（本館等）	A
東京（フィルムセンター）	A
京都	A
西洋	A
国際	A

2　国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上

東京国立近代美術館（本館・工芸館及びフィルムセンターの別）、京都国立近代美術館等の各美術館ごとに、「収集・保管」、「公衆への観覧」、等の中項目について評価を実施

（評価項目の評価の結果）

区分	評価結果
東京（本館等）	A：6
東京（フィルムセンター）	A：5
京都	A：5
西洋	A：5
国際	A：6

《参考》定量的指標の実績（例）

・公衆への観覧

入場者数の増加：平成13年度1,423,031→17年度4,093,606人（288％増加）

文部科学省独立行政法人評価委員会の中期目標期間の業務実績評価結果の概要	総 合 評 価 ① 評価を通じて得られた法人の今後の課題 ○ 常設展・企画展を通して入館者数は目標者数を大幅に超えたが、過剰な入館者数がある場合の入館の待ち時間の短縮や会場内混雑の緩和など、良好な観覧環境の確保が課題となった。 ○ 美術館活動が活発になったことによって諸種のサービス業務が激増した。これに対応するための柔軟な人員配置や採用形態の工夫を検討すべき段階に至っている。 ○ 国立美術館4館の共通性と独自性とを協議、確認すべき局面にある。今後は、法人全体での共同による収蔵品を活用した展覧会や調査研究の実施など、法人一体として活用する体制を整える必要がある。 ○ 海外の美術作品を国内で紹介するだけでなく、今後は日本の美術作品を海外に紹介する工夫を検討すべきである。 ② 法人経営に関する意見 ○ 現場レベルでの努力による成果は上がってきているが、経営レベルでの明確な達成すべきビジョンの形成とそれを実現するための変化が必要。国立美術館が日本全体の文化振興の核となるつもりで取り組むことが必要。 ○ 寄附のための専門的なセクションを設けるなどして寄附活動をもっと積極的に行うべき。 ③ 特記事項(中期目標期間終了時の見直し作業、総務省からの指摘についての対応等) ○ 目的積立金の運用に関し、経営努力の認定基準については、総務省・財務省とその内容及び承認方法の明確化について、文部科学省・文化庁及び他法人と連携の上、さらに協議を続けていくべきである。 ○ 平成19年1月に国立新美術館が開館することとなるが、より斬新な企画を検討するなど、我が国の美術の振興をより深めるよう努力願いたい。 ○ 美術品に関する国家補償制度及び寄贈等に対する税制の優遇措置については、その実現に向け、法人としても努力していくべきではないか。
政策評価・独立行政法人評価委員会の意見	本法人については、「独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性について」(平成 16 年 12 月 10 日付け政委第 28 号政策評価・独立行政法人評価委員会委員長通知及び平成 17 年 11 月 14 日付け政委第 18 号政策評価・独立行政法人評価委員会委員長通知。以下「勧告の方向性」という。)の取りまとめに当たり、その組織及び業務の全般にわたる見直しの中で、個々の中期目標の達成状況をも判定する観点から併せて検討を行ったところであり、独立行政法人通則法(平成 11 年法律第 103 号)第 34 条第3項に基づく所要の意見については、勧告の方向性を通じて指摘したものである。 なお、勧告の方向性を踏まえて策定された新中期目標等に沿った業務の質の向上及び効率化が、的確な業務の進捗(ちょく)と併せて推進されるよう、貴委員会は、毎年度の厳格かつ的確な評価に努められたい。
ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞ	法　　人：http://www.momat.go.jp/IAINMoA/index.html 評価結果：http://www.mext.go.jp/a_menu/hyouka/d_kekka/06090106.htm